

前橋市屋外広告物条例の改正について（議案第163号）

都市計画課

1 改正の理由

この条例の規定に違反した者に対する是正指導の強化を図るため、所要の改正を行う。

2 主な内容

違反屋外広告物等の除却その他必要な措置を講ずることの勧告を受けた者が正当な理由がないのに、当該勧告に従わなかったときは、市規則で定めるところにより、その旨を公表することができることとする。

3 施行期日

平成29年4月1日